

2005年11月24日

枚方市長 中司 宏 殿

日本共産党市会議員団
団長 西村 健史

2006年度当初予算と市政運営に関する要望書

小泉内閣のすすめる「改革」で、国民の暮らしはいつそう厳しいものとなっています。

国の政治は、国際的にはアメリカ言いなりの姿勢を示す一方、首相の「靖国参拝」によってアジア近隣の国との関係はますます悪化の道をたどっています。

国内的には「小さな政府」を実現のために三位一体改革をおしすすめ、生活保護をはじめとする各種補助金の縮小・廃止や介護保険制度の改悪、障害者自立支援法の制定など、国民生活をさらに窮地に追い込んでいます。

大阪府も、府立高校授業料減免制度の改悪、無駄な公共事業に新たな税金投入を行うなど住民の願いにそむく施策をおしすすめています。

こうした状況のもと、住民を守る砦としての地方自治体の役割は、かつてなく重要となっています。

国の悪政のもと、枚方市の財政運営もひきつづき厳しい状況にあります。

しかしながら、市の「構造改革」ですすめられている職員の大幅削減による「小さな市役所」では、福祉・教育・市民生活安全優先の役割を果たすことはできません。

「行革」の実施で、住民への負担を増すことではなく多額の経費をかける重点事業の精査を行うことで市民生活優先の自治体へと切り替えることこそが果たすべき市の役割です。

また、職員に対しては常に「市民全体の奉仕者」としての自覚を促すと同時に、トップダウンのやり方を改め、個々の職員の英知を汲み尽くすことで、市民サービスの向上をはかるべきです。

本市の2006年度予算編成は、以上の基本点を踏まえて行われるよう強く要望します。

＜2006年度の予算編成と市政運営の基本姿勢に関する要望＞

- 一、 非核平和都市宣言の都市として、憲法9条を守り「改定」に反対をすること。
- 一、 教育基本法の堅持を国に求めること。
- 一、 消費税の増税に反対すること。
- 一、 障害者自立支援法の撤廃を国に求めること。
- 一、 国のひきつづく医療制度改悪に反対すること。
- 一、 三位一体改革に基づく国庫補助負担金、地方交付税の削減に反対し必要な税源移譲を求めること。
 - ・ 義務教育国庫負担金の一般財源化に反対すること。
 - ・ 生活保護費、児童扶養手当の国庫負担見直し案の撤回を求めること。
 - ・ 保育予算の一般財源化に反対し、最低基準の堅持をはかること。
- 一、 星ヶ丘厚生年金病院が公的病院として存続されるよう国に求めること。
- 一、 府立養護学校を誘致すること。
- 一、 民主主義のルールを逸脱したやり方ですすめている社会教育と生涯学習の一元化、公民館の廃止および有料施設化の方針を撤回すること。
- 一、 財政健全化の推進にあたっては、その基本姿勢として市民生活の擁護を最優先すること。
- 一、 「構造改革の三つの基本方針」を撤回すること。
- 一、 「包括予算制度」をあらため、市民生活優先の予算編成とすること。
- 一、 第二次行政改革推進実施計画は、市民参加で見直すこと。特に正職員を削減する「枚方版ワークシェアリング」は中止し、本来のワークシェアリングとすること。
- 一、 市政の執行にあたっては、職員に対し「自治体労働者は市民全体の奉仕者」という自覚を促すと同時に、トップダウンのやり方を改め、職員の英知をくみつくすこと。
- 一、 市財政をはじめ市政に関するあらゆる情報は全面的に公表すること。
- 一、 税制改正により非課税世帯から課税世帯となる低所得者に対し、市独自の減免制度は従来通り継続すること。
- 一、 災害に強い街づくりをすすめるために体制と予算の確保に努めること。
- 一、 市駅周辺整備事業は、計画及び財政計画を明確にし、情報公開のもとに多くの市民参加ですすめること。また、PFI手法による総合文化施設の建設をやめること。
- 一、 火葬場建設については住民の合意が得られるまで凍結すること。
- 一、 縦割り行政を廃し、介護福祉総合条例を制定すること。
- 一、 市民参加条例の策定作業にあたっては、直接に関係者、市民の意見を聞く場を設けることやパブリックコメントの実施を行うこと。
- 一、 指定管理者の選定において、民間事業者になじまない事業には「合理的理由がある場合、公募によらないことが出来る」という特例を積極的に適用すること。

- 一、 青年の雇用について相談窓口や検討委員会をつくり積極的な対策をたてること。
- 一、 市民生活を圧迫するような公共料金の引き上げは行わないこと。
- 一、 今後の公立保育所民営化は行わないこと。
- 一、 子どもたちの放課後の安全確保、また保護者の就労支援を保障する留守家庭児童会室の運営は直営を堅持し、機能充実をはかること。
- 一、 中学校給食を実施すること。
- 一、 市営葬儀の直営を堅持すること。
- 一、 市民病院建てかえを早期に具体化すること。
- 一、 老人福祉センター「楽寿荘」については土地の無償貸与を引き続き求め、存続すること。

〈重点的な要望〉

1. 市民に犠牲を強わずに財政再建、清潔・公正・効率的な市政をすすめるために

財政運営について

1. 建設事業は市民生活に直接関わるものに限定すること。
2. 同和を人権に置き換える人権施策推進事業にかかる負担金は見直し、廃止・削減すること。
3. 高金利時代に借り入れた市債を低金利のものに借り換え、繰り上げ償還をおこなうこと。
4. 大量に地下水をくみ上げている大企業の実態調査をするとともに地下水くみ上げ協力金を実施すること。
5. 土地開発公社や市の長期所有地の早期事業化や有効活用をはかること。
6. 悪質な市税高額滞納者へは、特別対策を講じること。

清潔・公正・効率的な行政運営について

1. 予定価格・最低制限価格の事前公表の拡大、低入札価格制度の拡大をはかること。公共事業の入札及び契約の適正化の促進のため、入札監視委員会の機能が十分発揮できる体制の整備を行うこと。
2. 随意契約は厳格に執行し、小規模の外部発注は迅速化をはかりつつマニュアルを明確にして厳正に行うこと。
3. 公共事業費の積算単価を見直し、電子入札による競争性を高め、落札予定価格の80%台に引き下げ事業費の圧縮をはかること。
4. 同和事業の温床、継続につながる人権条例、人権協会を廃止すること。
5. 市民本位の開かれた市政をすすめるため、情報公開の本旨とその実践について職員研修などで徹底すること。また、情報公開条例附則第2項を削除すること。市の情報は全て公開を原則とし、不服申請に対する回答は出来るだけ速やかに行うこと。
6. 各種審議会は特別な事情がない限り公開とすること。傍聴者全員に資料を配付すること。
7. 自治体労働者が市民全体の奉仕者としての自覚を高め、専門性が研鑽できるよう研修すること。

2. 市民の命と暮らし、福祉を守り発展させるために

市民の暮らしを守るために

- 1、 社会福祉法の規定にもとづいたケースワーカーを配置すること。(生活保護)
- 2、 多発する消費者被害の防止、救済、特に高齢者被害の急増に対する相談窓口や広報活動など消費者行政の機能充実をはかること。
- 3、 消費者生活センターの機能充実をはかり相談員の増員や研修、待遇改善などを行い、相談者に適した環境場所となるよう移転も含めて検討すること。

高齢者福祉について

- 1、 高齢者バスサービス事業(シルバーパス)については所得制限の緩和を含め対象者と内容の拡充を図ること。また、JR・京阪電鉄も利用できるようにすること。

介護保険について

- 1、 介護施設入所者に対する宿泊費、食事代等の軽減を図り現在入所中の高齢者が退所に追い込まれないよう支援すること。
- 2、 在宅要介護者の閉じこもりを防止するため通所サービス利用者に食事代の補助制度を確立すること。
- 3、 7つの地域包括支援センター設置にあつたては準備を十分検討して行い、介護予防効果を十分検証すること。
- 4、 地域包括支援センターは地域の介護サービス全体に大きな影響を及ぼす公共的なセンターである。一部の「有力法人」が独占的運営とならないよう地域ごとに「運営協議会」を設置し、地域の事業者利用者の声が反映できる仕組みをつくること。最低でも1ヶ所は直営で行なうこと。
- 5、 新予防給付プランの作成にあつたては利用者と接しているケアマネジャーの判断と意見を最大限尊重し、一方的な「管理」は行なわず軽度者の介護サービス切捨ては行なわないこと。
- 6、 地方税制改正に伴い、非課税から課税となった高齢者に保険料の増額を行なわないこと。
- 7、 特養などの施設建設や介護基盤整備を促進すること。
- 8、 介護保険未利用者の実態調査を行なうこと。
- 9、 利用料減免制度を創設すること。

障害者福祉について

- 1、 障害者の自立と雇用の促進するため福祉工場の設置を検討すること
ショートステイ、グループホームの市単加算については従来通り行なうこと。
- 2、 市単で行ってきた送迎加算は施設や作業所に通えない人が出ないよう配慮すること。
- 3、 新規施設・精神障害者施設についても送迎加算を認めること。

国民健康保険について

- 1、 高い国保料の引き下げを行い、非課税から課税世帯となる被保険者の保険料を引き上げないこと

福祉施策の充実について

- 1、 枚方市「福祉のまちづくり条例」を制定すること。
- 2、 訪問理美容サービス、紙おむつ給付事業は所得制限を緩和し在宅介護への支援を強めること。
- 3、 紙おむつ給付事業は入院時にもつかえるよう改善すること。
- 4、 社会福祉施設整備の法人選定にあたっては、審査基準を明らかにし審査会を公開すること。選定された法人が行う施設整備の経過についても報告・審査し不適切事項が発覚した場合は再審査を行うこと。
- 5、 介護支援に重要な役割を果たしている非営利法人等に対して補助金などの支援を行うこと。

市民病院について

- 1、 大幅な職員削減により患者への医療行為や医療サービスの後退とならないよう配慮し、不採算部門医療が切り捨てられないよう配慮すること。
- 2、 終末期医療の実現をはかること。
- 3、 ペンクリニック・人間ドックの充実などを行なうこと。
- 4、 早期に赤字体質を解消するためにも当面一般会計からの繰り入れを行なうこと。

3. 安心して子どもを産み育てられるまちに

保育・療育について

1. 保育所弾力運用の早期解消を行うこと。
2. 年度途中も含めた待機児の解消、就労希望を含む様々な利用ニーズに応えられる保育所整備計画を策定すること。
3. 菅原保育所の定員増を行うこと。
4. すべての保育所で一時保育・特定保育が利用できるようにすること。
5. 松心園の診療待機が900名を超える状況となっている。早期診断と適切な療育支援が行える環境を市としても整えること。
6. 「幼・保一元化」については、当面、幼稚園には保育機能を、保育所には教育的機

能を拡充・強化して、教育・保育の内容の接近をはかることが重要であり、安あがり保育の手段としての「幼・保一元化」を安易に進めないこと。

7. 障害のある中・高生の余暇活動の場と保護者の就労支援とレスパイトのために障害児タイムケア事業などを活用した場所づくりを行うこと。

子育て支援について

1. 保育所・幼稚園、学校や留守家庭児童会、就学前～就学期～青年期、地域・家庭、事業主など総合的に網羅する部局を設置し、「新子ども育成計画」(次世代育成支援計画)の推進にあたること。同時に地域協議会を設置し、計画の推進と住民ニーズの反映に努めること。
2. 小学校区に児童館を設置すること。当面、空き教室を活用できる学校に、教室を活用したミニ児童館を設置し、休み時間、放課後、土日を含めて活用できるようにすること。教室には、工作道具、カプラなど児童の創造性を高める教材・遊具を置くこと。
3. 南部市民センターに子ども達の活動をしっかりとサポートする児童館機能を持たせ、充実すること。

4、雇用と経営を守り、都市農業の振興をはかるために

雇用の確保・拡大について

1. 学校卒業者の未就労支援、青年や中・後年の雇用対策について正規雇用、マンパワー分野での積極的な雇用対策を図ること。

不況対策・商工産業振興・観光について

1. 不況対策委員会を引き続き開催するとともに市民アンケートなども実施して具体的に実現できるものは、有効的な手だてを打つこと。
2. 住宅リフォーム助成制度を創設されたい。
3. 小規模修繕工事登録制度の金額を増額されたい。

農業について

1. 新たな「食料・農業・農村基本計画」では、小規模農家を支援の対象から切り捨てようとしている。

農業に意欲を持つ人は、誰でも支援の対象にすべきである。複合経営の援助など、農業者・関係団体からの意見にもとづき、市として必要な対策を講じること。

- 2、 生産緑地指定を積極的に行っていくこと。

5、環境を保全し、安心して暮らせる街をつくるために

アスベスト対策について

- 1、 アスベスト問題に対する市の体制を確立すること。
- 2、 市として市内工場等の過去の使用状況などの実態把握に努めること。
広報紙等も活用し企業や市民に情報提供を求め、寄せられた情報については原則的に公開すること。
- 3、 すでに亡くなった方の遺族等から、アスベストが原因と考えられるなどの相談が寄せられた際には該当企業に原因や調査等を求めること。
- 4、 かつてアスベストを扱う仕事に従事していた市民や家族、周辺住民、震災時に建物解体作業等に携わった人たちを対象に枚方市民病院で健康診断などを実施すること。
- 5、 公共建築物のアスベスト使用状況を調査し、必要な措置を講じること。
なお、現在使用が確認されている施設の石綿については早急に除去すること。
- 6、 市の関係機関はもとより、市内の石綿を使用した建物、施設、設備等の解体工事・更新について届出制度をもうけること。なお、石綿使用施設解体・撤去作業時の飛散防止策の徹底や作業員・施設関係者・周辺住民への安全を確保し、健康被害発生防止等に対する万全の対策を講じること。
- 7、 国に対し、石綿使用安全条約を直ちに批准し、緊急に製造と使用を全面禁止するよう求めるとともに、労災認定の見直しとともに、公害健康被害補償法の適用も含めて健康被害者すべてを救済するあらたな救済制度の制定を求めること。
- 8、 古い水道管で石綿管が使われている場所は、早急に取りかえをすること。

災害・防災対策

- 1、 急傾斜地崩壊危険箇所指定されている地域への対策を早急に講じること。
- 2、 災害によるがけ崩れ等に対する支援措置を講じること。
- 3、 保育所・幼稚園などを防災ミニ拠点とし、通園している乳幼児の安全確保は避難地に移動しなくても良いようにすること。
- 4、 自主防災組織への財政的援助を強めること。

まちづくりについて

- 1、 都市計画マスタープランに基づく「地区」計画を小学校区ごとに策定すること。

- 2、 「まちづくり条例」を制定し、地域の開発や建築の事前協議に住民が参加できるようにすること。
- 3、 高層マンション等建設による地域環境破壊がおこらないようにすること。
- 4、 早期に全駅でのバリアフリー化がすすめられるように関係機関に働きかけること。
- 5、 JR長尾駅前広場の整備および駅舎の橋上化を早期に実施するため実施設計にかかること。バリアフリー基本構想に基づき、誰もが安心して利用できる設計を行うこと。
- 6、 生活道路の維持補修費の増額をはかること。
- 7、 京阪香里園駅再開発事業および京阪牧野駅再開発事業は、徹底した情報の開示を行い、周辺住民の合意のもとにすすめること。
- 8、 捨て犬、捨て猫対策では、啓発を強めるとともに、市として動物の命を尊重し地域ぐるみでペットを共存できるまちづくりを行う。

上下水道及び河川・水路について

- 1、 河川・水路の整備基準を見直し、集中豪雨で常時浸水する地域をすべて解消すること。
- 2、 DVなどの理由で住民票をもてない特別生活困窮者の水道料金減免を行えるよう条例改正を行うこと。
- 3、 集中豪雨で常時浸水する地域をすべて解消すること。

6、子どもに生きる力をつける豊かな教育の実現について

- 1、 市独自の少人数学級施策の推進を行うこと。府の施策上、来年度から学級数減となる3年生の学級や、いわゆる「ボーダー学級」への弾力的対応やを府に求めるとともに市独自施策の推進を。教育改革の実施にあたっては教育現場や保護者の声を尊重すること。
- 3、 小学校給食の調理業務は直営とすること。
- 4、 児童、生徒の登下校の安全確保のため、交通専従員制度の拡充を行うこと。
- 5、 小中一貫英語教育特区の取り組みについては、児童・生徒、保護者や学校関係者の声を聞き、検証をしっかりと行うこと。
- 6、 トイレ・プール・体育館・開放廊下など老朽化している学校の改修を行うこと。
- 7、 学校施設の耐震強化対策を早期にすすめること。

7. スポーツ・文化の振興、市民活動の発展のために

スポーツについて

- 1、 スポーツ振興ビジョンについては、広く市民の声を聞いて策定すること。策定後は市民参加のもとに計画を作成し、進めること。
- 2、 老朽化している総合スポーツセンターの施設改修を行うこと
- 3、 渚市民体育館に空調設備を整備し、夏季においても高齢者が安心して利用できるようにすること

図書館について

- 1、 中央図書館の図書館司書・スタッフを充実させること。
- 2、 市駅を始め、市内各地域から中央図書館まで無料バスを運行させること。
- 3、 関西医大枚方病院のサービスポイントは分館として位置づけ必要な蔵書と正職員を配置すること
- 4、 中央図書館の開設に伴って縮小された山田図書館・招提分室など分館・分室の機能を充実させること。
- 5、 中部地域に地区館を設置すること。
- 6、 中央図書館を市駅周辺に建設すること。

公民館について

- 1、 公民館は無料の原則を堅持すること
- 2、 公民館登録基準を見直し、営利団体とは直接公民館で営利活動を行うこととし、商店会や商工団体の登録を認めること。
- 3、 公民館に専門職員を配置すること。
- 4、 各公民館に公民館運営審議会を設置すること。
- 5、 各公民館の活動委員会はや綱を設け、位置づけを明確にすること。
- 6、 南部市民センターは従来の公民館と同様の運営にすること。
- 7、 南部市民センターの使用料を無料にすること。当面減免制度を子どもの活動は引率者がいても減免、高齢者の活動は減免、地域の活動については減免、子どもの対象年齢は18歳までとすること
また、利用者懇談会で出された意見をセンター運営に反映させること。

9. 平和で民主的な市政を確立するために

- 1、 イラクの自衛隊は即時撤退させるよう国に求めること。
- 2、 有事法制にもとづく地方自治体と市民への要請は、地方自治と基本的人権など憲法の平和的、民主的な諸原則のすべてをじゅうりんするものであり、断固として拒否すること。
- 3、 積極的な市民参加で非核平和行政を行うこと。
- 4、 平和資料館を建設すること。「きらら」の1室を活用し資料室として利用すること。

女性施策について

- 1、 DV 対策法にもとづく実施計画を早急に策定すること。
- 2、 メセナ枚方の男女共生フロアは直営を堅持し正職員と専門相談員を配置すること。
- 5、 男女共同参画基本法に基づく条例を制定すること。

以上

<地域要望>

【国に対しての要望】

- 星ヶ丘厚生年金病院を公的医療機関として存続すること。
- 淀川河川敷にあるくずはゴルフ場前に設置されている遮断柵を取り払い、市民が気軽に通行できるようにすること。
- わんどの整備を引き続き行うこと。
- 国道307号線の(株)京阪建設工業付近の歩道の拡張、ガードレールの設置をすること。
- 淀川河川敷の2つのゴルフ場をせめて1箇所にし、くずは地域河川敷を緑地広場として整備すること。

【大阪府に対して要望】

- 府道京都・守口線の樋之上～樟葉駅間に安全柵と道路照明の設置を。
- 船橋川の堤防強化を要望すること。
- 山田池公園の駐車場について、シルバー割引、時間制の導入など、利用しやすくすること。
- 山田池公園の中央入り口に信号機を設置すること。
- 山田池公園のバーベキュー広場に屋根を設置すること。
- 府道杉田口禁野線の甲斐田川の橋の拡幅と歩道の設置を行うこと。
- 府道杉田口禁野線の長尾西口付近の歩道設置は両側とすること。
- 府道久御山線の歩道設置について、JR 各駅付近に未整備区間が残されているため引き続き整備を行うこと。
- 府道枚方・高槻線の牧野公園と大阪歯科大間で、歯科大側に歩道を設けること。
- 府道枚方八尾線(香里園から枚方公園)の道路拡幅のため水路の蓋かけを早急に実施すること。
- 枚方・茨木線の宮之阪交差点から府立精神医療センター前東交差点までの道路拡幅と歩道設置を行うこと。あわせて、府立精神医療センター前東交差点を改良すること。
- 西禁野2丁目交差点から禁野本町2丁目交差点(禁野保育所前)まで、杉・田口・禁野線の拡幅を早急に行うこと。
- 老朽化した枚方警察香里連絡署の整備については新たな防災を含む施設とするため、地元自治会との協議を促進されたい。
- 枚方八尾線のR170号線向けの車が渋滞するため京都守口線の合流点である枚方大橋南詰めの信号改良等を検討されたい。

- 穂谷川堤防(労住北団地付近)のガードレール(一部置き型)を固定式にかえること。

【市長公室に関する要望】

- 京阪村野駅のバリアフリー化を早急に行なうこと。
- 京阪枚方公園駅早朝の踏切安全対策として当面通学児童生徒の地下道使用を京阪電鉄に申し入れること。
- エレベーター設置など京阪御殿山駅舎のバリアフリー改良を京阪電鉄に求めること。
- 京阪電鉄に対し、樟葉駅終日の特急停車を要望すること。

【土木部に関する要望】

- センチュリー前の歯科大学テニスコートと歯科大学校舎の間の道路を、北向き一方通行とすること。
- 船橋23・24号線に道路照明を設置すること。
- 船橋本町の船橋川遊園に水道施設を設置すること。
- 西船橋の船橋川遊園の堤防沿いの古びたネットは撤去すること。
- くずは駅周辺の電線の地中化を図ること。
- くずは駅周辺の鳥のフン対策を講じること。
- 樟葉西小学校の北側・南側の道路の交通規制はそのまま堅持すること。
- 船橋交差点から船橋小学校までの南側歩道のでこぼこを整備すること。
- 京阪御殿山駅周辺の道路整備(駅～中宮公団住宅入り口)をすすめる地域住民の安全を確保すること。
- 市道渚40号線の拡幅を行うこと。
- かまぼこ状道路(市道牧野阪第5号線)の改良を行うこと。
- 水道局前道路付近に街路灯を設置すること。
- 香里ヶ丘5丁目4-1「レジデンス香里ヶ丘中央」(五本松バス停そば)そばの信号機設置場所が歩道の真ん中にあり、車いすの通行が出来ないため、設置場所の変更を行うこと。
- 枚方市駅タクシー乗り場(南口)は、車いすの人が少しでも乗り込みやすくするため、歩道の切り下げを行うこと。
- 三宮神社前の三叉路はダンプの通行が多く、通学路としても危険なため信号機を設置すること。
- 長尾津田線と市道津田1号線の合流付近に横断歩道と信号機の設置を行うこと。
- 長尾パルコープ前に信号機の設置を行うこと。

- 出口6丁目淀川スカイハイツ前通学路の安全対策を図ること。
- 走谷2丁目6付近の放置自動車の撤去を早急に行うこと。
- 楽寿荘(北中振2丁目)の桜の木の手入れをきっちりと行うこと。
- 枚方上之町(意賀美神社周辺)地盤調査と安全対策を講じること。
- 星ヶ丘駅周辺道路、及び駅から星丘2丁目とつながる道路の安全対策を講じること。
- 印田ふれあい公園・星ヶ丘公園の建設を早急に市民参加で行なうこと。
- 平和ロードの植栽等の整備を行なうこと。
- 百済寺跡公園をよりいっそう市民に親しまれるよう特別史跡としてふさわしい整備を行うこと。
- 東の抜け道となっている小松甲斐田門から山田小学校西の甲斐田町、新之栄町、府道杉田口禁野線への道路の安全対策を講じること。
- 茄子作北町と茄子作2丁目の境を通る道路における釈尊寺バス停と茄子作北町バス停の間は自転車が出ざるを得ないため道路拡幅など安全対策を講じること。
- 山田池公園北入り口付近に歩行者信号機の設置を行うこと。
- 楠葉中宮線の2000年橋の開通を住民合意で行うこと。
- 村野高見台北交差点の改良と、村野浄水場横に歩道の設置を行うこと。
- 桜新地伊加賀線開通により逆進入車に対する啓発と看板設置などの対応をすること。
- 伊加賀栄町15-11(ナガセモータープール)まえ側溝付設を交渉し雨水が大量にたまらないよう対処すること。
- 香里園山之手町2番～11番間本市道(香里園山之手2号)の側溝等の補修、整備については早急に対応すること。
- 南中振2丁目の南中振公園建設にあたっては遊歩道の排水が悪く排水処理も検討されたい。又、細街路については買戻しを早急に行い整備すること。
- 長尾家具町4丁目、船橋川沿い市道を舗装すること。

【都市整備部に関する要望】

- 香里園駅前再開発計画は寝屋川主導ですすめるのではなく、枚方地域の住民説明会を十分行い住民の声を聞き合意を得ること。
- 東京海上跡地開発の菊丘(B校区)のマンション建設(25階)については環境問題や住民の居住権を尊重し十分な話し合いを行ない慎重な対応をすること。

【環境保全部に対する要望】

- 長尾西中学校周辺への不法投棄対策を講じること。

【財務部に関する要望】

- 北牧野小学校の跡地については売却せず、市民のために活用できるよう、市民・住民参加で検討を行うこと。
また、建設予定の集会施設は、地域住民が広く利用できるように無料施設とすること。
- 旧明倫幼稚園を地域住民が利用できるようにすること。

【下水道部に関する要望】

- くずは地域の浸水多発地帯への対策を講じること。
- 樟葉南小学校のグラウンド下に雨水貯留施設を設置すること。
- 北部下水処理場の跡地を一部市民開放されたい。早急に市民の意見を聞く場を設け、対策を講じること。
- 黒田川及び溝谷川の定期清掃とユスリカ対策を講じること。
- 京阪宮之阪駅前道路の冠水対策を講じること。
- 伊加賀本町・緑町・寿町地域の浸水対策を早急に行うこと。
- 伊加賀栄町 16 地域の雨水対策を行うとともに雨水管整備を早急に行うこと。
- 春日西町1丁目53番地付近は豪雨時に必ず道路が冠水するため対策を講じること。
- 宗谷のビバリータウン枚方入り口の道路冠水対策を行うこと。
- 伊加賀本町 1 3 - 1 8 杉本宅前の水路についてはユスリカが多く衛生上問題がある水路上蓋賭けなどの対策を行なわれたい。

【選挙管理委員会に関する要望】

- 香里園町の投票所は香里会館の2階にあるため利用しにくく、早急にスロープや昇降機を設置するなどバリアフリー化をはかること。

【教育委員会に関する要望】

- 中部地域に公民館・図書館を建設すること。
- 津田南小学校の留守家庭児童会室は、管理棟3階にあるため安全上ふさわしくない。今後も児童数の増加が見込まれることから、増築等による抜本的対策を講じること。
- 南部市民センターの障害者用トイレの改善を行うこと。
- 枚方第2中学校の旧プール跡地については売却せずに市民活動の場所として提供すること。

<引き続き要望する項目>

1. 市民に犠牲を強わずに財政再建、清潔・公正・効率的な市政をすすめるために

財政運営について

7. 下水道建設は、幹線管渠の整備がほぼ完了しているもとの、未だ接続していない池之宮・中宮などの工場地域の接続を枚方市下水道整備10ヶ年計画より早めること。
8. 資本金10億円以上の大企業の法人市民税は均等割ではなく一定以上最高20%アップの不均一課税を実施し増収を図ること。
9. 公園墓地予定地の利用については、市民の意見を充分ききながら、市民が憩える施設にすること。

清潔・公正・効率的な行政運営について

8. 入札制度の改善にひきつづき取り組み、談合等の疑惑が生じないようにすること。
9. 市外ゼネコンでなく、市内業者で出来る建設事業等は、必ず市内業者を優先すること。
10. 小規模修繕契約希望者登録制度の実施にあたっては工事受注可能事業者が順番に受注できるようにするとともに契約金額を30万円から50万円に引き上げること。
11. 行政の公平性・中立性を失わせ、不当な負担金の支払いや、特定団体の運動につながる各種団体への参加をやめること。
12. 新規職員の採用を計画的かつ厳正公正に行うこと。
13. 市ホームページをよりわかりやすく充実すること。市民が手軽に利用できるよう公民館・支所などにパソコン端末を設置すること。
14. 投票所は高齢者の徒歩圏内に設定し、バリアフリー化をすすめること。また、足の悪い高齢者に椅子に座って記入できる場所も設定すること。

2. 市民の命と暮らし、福祉を守り発展させるために

市民の暮らしを守るために

1. 「くらしの資金」は、制度の趣旨にもとづき次の点にも留意して運用すること。
①20万円を越え30万円までの金額も、特に不況を理由とするものに限定せず、貸し

付け対象とすること。

2. 大阪府の生活福祉資金貸付制度が緊急時に対応できていない状況を踏まえ、大阪府に対して審査期間の短縮と民生委員の意見書添付の廃止を要望すること。
3. 市の福祉施策として上・下水道料金について、生活困窮者に対する「福祉料金制度」を創設すること。
4. 生活保護について
 - ①市民の生存権を保障し、様々なケースに充分対応できるよう、ケースワーカーに対して必要な研修を実施すること。
 - ②相談者のプライバシーを守るため、カウンターでの相談受付は行わず、相談場所の確保を行い、相談記録をつけること。
5. ホームレス支援について
 - ①仕事への意欲を強く持つホームレスに対して、一時保護し住居を確定するなど総合的な支援を行うこと。
6. 市民相談課の役割を拡大し、相談スペースの拡充、相談員の増員を図り本庁に市民総合相談窓口として設置すること。

福祉の充実について

1. 枚方市「福祉のまちづくり条例」を制定すること。
2. 紙おむつ給付事業は入院時においても行えるよう改善すること。
3. 社会福祉施設は、地域の「共有財産」であり、施設整備を行う法人選定については、審査基準を明らかにするとともに審査会を公開すること。審査会では、選定された法人が行う施設整備事業の経過について報告・審査し、不適切事項が発覚した場合は再審査を行うこと。
4. 介護・支援に重要な役割を果たしている非営利の法人等に対し、補助金などの支援を行うこと。

高齢者福祉について

1. 街かどデイハウスを各中学校区に開設すること。
2. 老人入院見舞金制度を復活させること。当面、代替事業については高齢者の医療助成を行うこと。
3. 寝たきり予防の有効な施策である配食サービスは、一般施策として拡大・充実すること。

障害者福祉について

1. 障害者就労・生活支援準備センターの体制を充実させること。国の認可がおりるまで市として職員配置を行うこと。

2. 障害者の就労支援として地域作業所への補助金は従来通り行うこと。
3. 重度障害者のショートステイ・グループホーム建設を具体的に検討すること。
4. 精神障害者が社会生活を送る上で必要な通所施設設置のための補助を行うこと。

医療・保健について

1. 老人医療費助成制度・重度障害者医療費助成制度の一部負担金徴収を廃止し、市として助成すること。
2. 保健センターの充実について
 - ①保健師・看護師の増員を行なうこと。
 - ②保健師等専門職員の訪問事業を充実させ、地域の健康管理を強めること。
 - ③出産後の育児不安家庭への訪問相談事業をより充実させること。
 - ④障害児の早期発見ができるよう相談機能を充実させること。
 - ⑤精神障害者の相談機能を充実させること。
3. 市民検診の充実について
 - ②土・日曜日の健康診断を実施すること。
 - ③成人病検診に前立腺がん検診を加えること。
 - ④乳がんの早期発見のために視・触診のみの検診内容を見直し、マンモグラフィーによる検診や30代から超音波断層診断による検診の実施、自己検診の普及に努力すること。
4. 眼科・耳鼻科の救急体制を、医師会の協力を得て拡充すること。
5. 府立精神医療センターの縮小計画の中止と充実を府に求めること。

国民健康保険について

1. 国に対し制度の抜本的改善と国庫負担の復元、傷病手当の創設を引き続き強く要求すること。
2. 一般会計からの繰入のルールを堅持し、早急に赤字を解消すること。
3. 悪質な滞納者を除き、短期被保険者証、資格証の発行は中止すること。
4. 国保での人間ドック・脳ドックを実施すること。

市民病院について

1. 小児医療の充実などその特色を発揮するためにも、外来療育機能を創設すること。
2. 耐震診断でも「危険」と指摘された市民病院の全面的な建て替えを早期に行うこと。
3. ドクターの充実を図り、夜間救急の院内体制を充実させること。
4. 後発薬品の積極的な使用を引き続き行い、医療費節減と患者負担の軽減に努めること。
5. 逆紹介の在り方や時間外救急の対応など、信頼される医療機関としてのあるべき姿

をあきらかにし、必要な改善策を講じること。

6. 精神疾患や痴呆を患う患者の病床数を確保すること。

3. 安心して子どもを産み育てられるまちに

保育・療育について

1. 一般財源化による公立保育所の予算削減を行わないこと。
2. 徴収基準保育料の引き下げを国に求め、保育料の値上げは絶対に行わないこと。
3. 公立保育所の保育水準維持、及び子育て支援・地域ニーズに応えるために必要な正職保育士の欠員補充を行うこと。
4. 臨時保育士の確保及び向上を図るため、賃金の引き上げをはじめ労働条件の向上を図ること。
5. 待機児の定義は旧基準を用い、保育需要の適切な把握に努めること。
6. 老朽化した保育所の建て替えを計画的にすすめること。
7. さだ保育所の建て替えを行うこと。
8. すべての公立保育所で0歳児保育を実施すること。
9. 乳幼児の定員を増やし、保育士を増員すること。
10. 公立宇山保育所の保育水準・内容を「光の子宇山保育園」で実施すること。
11. 私立保育所への職員配置、設備補修費の補助など公私間格差の是正を図ること。
12. 簡易保育所への補助内容の拡充をすすめること。またその運営を助成すること。
13. 簡易保育所の認可保育所への移行がスムーズに行えるように市として援助を行うこと。
14. 市立病児保育室の民間委託は行わず、開所時間を午前7時から午後7時までとするなど利用しやすいものにする。
15. 病時保育室を増設すること。現状の利用者数の推移からニーズをはかるのではなく、地域格差があることを踏まえて保育所利用者に対するニーズ調査を行うこと。
16. 市として幼児療育施設・機関に対する総合的なプランを明確にすること。
17. 幼児療育園の建て替えを早急に行ない、外来部門の拡充や総合的なケア施設としての機能が果たせる幼児療育の中心センターとすること。
18. 老朽化したすぎの木園の施設改善をすすめるとともに、言語聴覚訓練士などによる専門指導を充実させること。

子育て支援について

1. 乳幼児医療無料制度を復活し、就学前まで拡充すること。
2. ひとり親家庭の医療助成一部負担金徴収をやめ、市として医療助成を行うこと。

3. 障害児を持つひとり親家庭への支援を行なうこと。
4. 障害の「早期発見」「早期療育」及び教育相談など障害児の総合窓口を設けること。
5. 各地域に児童館を設置すること。
6. つどいの広場について
 - ①子育て支援のための基幹センターとして明確に位置づけ、広く市民に周知し、その充実を図ること。
 - ② 複数の正規職員配置を行うこと。
 - ③ 子ども用トイレや手洗い場など子どもに必要な施設を整備すること。
 - ④ 京阪村野駅からサプリに安全でバリアフリー化された通路を設置すること。
 - ⑤ 「ひろば」の増設を行うこと。
7. ファミリーポート枚方的な施設を増設すること。
8. 公民館のない地域での子育てサークルの活動場所を確保するために、支援策や場の提供を充実させること。
9. 母子・父子家庭に対する支援策をまとめたパンフレットを作成すること。
10. 様々な事情から祖父母が乳幼児の主な養育者となるケースが増加しており、祖父母向けの支援策を検討すること。

4 雇用と経営を守り、都市農業の振興をはかるために

雇用の確保・拡大について

2. 失業者に対する就労支援を強化し実質的な雇用対策を図ること。
3. 失業者・離職者へのパソコン能力など技術獲得のための支援事業は、就職が有利となる有効な事業として実施すること。
4. 雇用保険の給付期間の延長など、働く意志と能力を有し、雇用機会を得ることのできない労働者への支援策を国に求めること。
5. 「不良債権処理」を理由に中小企業を経営危機・倒産に追い込むような「融資打ち切り」や「貸し剥がし」などがおこなわれないよう、政府の責任で金融機関に徹底した指導をおこなうことを申し入れ、市としても定期的に市内金融機関に要請を行うこと。
6. 障害者を含めた求人相談会を充実させ雇用対策を充実・強化すること。
7. 長引く景気の低迷や構造的な産業・雇用環境の変化に対応し、雇用の創出、離職者等の生活支援などに、全庁を挙げて迅速かつ的確に取り組むため、雇用対策本部を設置すること。

不況対策・商工産業振興・観光について

4. 商工予算の拡充、担当部門の職員体制の充実を図ること。
5. ヤミ金融対策に対する必要な専門的手だてを打つこと。
6. 中小商工業者、市民参加で起草委員会を設置し中小商工業振興条例を制定すること。
7. 市の官公需は、市内の中小業者に優先発注し、分離分割発注も積極的に進めること。
8. 市の発注する公共事業について、入札契約適正化法改正を踏まえ、施工台帳に2次下請以下の下請代金の記載義務を徹底させ、建設労働者の賃金・労働条件の確保(参院付帯決議)の措置を講ずること。
9. 市の下請や委託事業で働く労働者の賃金や労働条件を委託条件以下にならないように、下請け労働者に対して直接に賃金や配置要員の実態調査もおこない、指導を強化することを目的とした公契約条例の制定を行うこと。
10. 国民の運動で実現した「借り換え保障制度」をPRし、制度の継続を国に要求すること。
11. 河内そうめんなどの伝統産業の育成・支援にさらに努めること。
12. 農村風景の残る穂谷地域は市民にとっても憩いの地であり、農業と景観保全、新たな観光資源開発(例えば、小麦の生産助成と穂谷そうめんの復活など)を地域住民と共に検討すること。
13. 里山ハイキングマップ、歴史街道マップ、戦跡マップなどをつくるとともに現地表示板を設置すること。
14. 大型店の出退や営業時間のルールを確立すること。

農業について

2. 企業参加を認める「特区」申請は行わないこと。同時に、農地法の「改悪」に反対の立場を明確にし、国に働きかけること。
3. 農地の相続税納税猶予制度の存続を政府に求めるとともに農地銀行・市民農園の農地についても適用されるよう働きかけること。
4. レンゲ米のブランド化・環境保全型農業の育成・支援に努めること。
5. 農業の担い手不足を解消するために中核的農家中心の組織育成にこだわらず新たな対応策を検討すること。
6. 市民に農地の果たす多面的機能・役割について啓発するとともに、市民との交流事業や市民農園などの充実・発展に努めること。
7. 農家数の減少により、水利施設の維持・管理が困難な地域に農業用水を確保すること。農業用水の水質を向上するための施策を検討すること。
8. 都市計画法の改正により地域の実情に応じた開発許可が検討される際には、農地

の保全と営農環境の確保に十分配慮し、農業関係機関、地域住民と十分に協議調整を行うこと。

9. 枚方産農産物の学校給食等への普及をさらに進めるとともに、農業者の協力を得ながら「食農教育」の充実に努めること。
10. 市内産直のルート・朝市などの直売所の拡大をさらに支援すること。

5. 環境を保全し、安心して暮らせるまちをつくるために

災害・防災対策について

1. 府が管理する主要3河川(天野川、船橋川、穂谷川)の堤防の強化を図るよう要望すること。
2. 学校、福祉、医療施設、多人数が利用する商業施設、道路、橋梁の耐震診断を早急に行うこと。耐震貯水槽を小学校区ごとに設置するとともに、学校に井戸を設置すること。
3. 全小学校に防災備蓄倉庫の設置を行うこと。備蓄倉庫は、耐震化がはかられていない校舎の上層階には設置せず、ふさわしい場所を確保すること。非常用トイレを備蓄倉庫に備えること。
4. 既存のため池の耐震診断を行い、決壊等の危険性があるものについては必要な対策を講じること。
5. 災害見舞金制度の拡充をはかること。
6. 消防力の充実をはかること。
7. 消防組合本部棟の耐震化、または移転を行うこと。
8. 防犯灯の設置、維持管理については市が行い、防犯対策に万全を期すこと。
9. 防犯灯の設置されていない通学路の点検を市として緊急に行い、設置が必要な箇所には早急に設置すること。

府営住宅について

1. 府営住宅について以下の点を大阪府に要望すること。
 - ①住宅の増設を行うこと。
 - ②減免制度を復活すること。
 - ③風呂を全戸に設置すること。
 - ④老朽化した住宅の安全点検を早急に行うこと。
 - ⑤上層階に居住する高齢者の下層階への転居要望に迅速に応えること。

マンション対策について

1. マンションの長寿命化と、良好な環境整備まちづくりの観点から総合的な「マンション対策」を立案すること。
2. マンションの維持管理や管理組合の運営、法的な問題の相談に乗る「マンヨン相談室」を設置すること。
3. 「マンション管理セミナー」などの開催や、組合の組織化への支援を行うこと。
4. 建て替え、大規模改修などに対する経済的、技術的な公的支援制度を創設すること。
5. 共用部分に対する減税や整備改修助成などの公的支援を実施すること。
6. マンションに関わる諸制度の活用や、全国的な動きなどについて情報提供を行うこと。

火葬場・市営葬儀について

1. 自宅や自治会集会所などで葬式ができない人のために低料金で葬式を行える市営斎場を建設すること。

上・下水道について

1. 国に対し、高利率の企業債の借り換えを求めること。
2. 下水道建設は幹線工事から面整備と枝線整備に重点を移すこと。すでに下水本管が整備された地域は早急に枝線につなぐこと。
3. 下水道受益者負担制度を廃止すること。当面、生活扶助を受けている世帯と同程度の生活困窮世帯に対する受益者負担金減免制度を実施すること。
4. 水洗化促進のため、融資あっせん制度の融資額を増額するとともに全額の融資を可能とすること、あわせて全額利子補給すること。
5. 私道での埋設物許可の同意が得られない地域については、その事情により市が法的対応を含めて対処すること。
6. 市民とのトラブルがないように工事事業者の指導を徹底すること。
7. 公共下水道の不明水対策は、調査地域の拡大を行うこと。

河川・水路について

1. 河川・水路の改修は、可能なかぎり自然の浄化能力を生かした構造で実施するとともに人が親しめる親水事業を計画的に実施すること。
2. 下流域への雨水流出による浸水を防止するため、市の施設や道路などに雨水流出抑制機能を持つ貯水槽などの設置を進めること。
3. 一定規模以上の開発者に対して、雨水流出抑制機能を有する施設を設置するよう

指導を強化すること。

4. 既存のため池の整備を行い、降雨時の貯水機能を生かすとともに、地域住民の協力を得て、地域の景観を美しく保つ要素として活用すること。

道路整備について

1. 第2京阪国道の建設にあたっては、地元自治会と十分に協議し、環境と周辺環境に配慮した道路となるよう努力すること。供用開始区間においては、環境監視に努め、周辺環境保全のための努力を引き続き行うこと。
2. 第2名神自動車道の建設計画は、中止を求めること。
3. 国道1号線、府道京都守口線など幹線道路の歩道設置および植樹帯の整備や沿道環境の保全をはかるよう引き続き国・府に働きかけること。
4. 国道1号線下ガード(市道岡東・山之上東1号線交差部分)を拡幅するよう国に働きかけること。
5. 国道307号線、府道杉田口禁野線、府道交野久御山線の拡幅、歩道設置など整備を国や府に引き続き強く要求すること。
6. 淀川新大橋は有料化しないよう府などに働きかけること。

交通について

1. 歩道の確保や段差解消をすすめ、歩行者最優先の総合的な交通安全対策をすすめること。
2. ガードレール、自発光式道路鋸、乱横断防止柵の設置、交差点改良、をすすめ、交通安全対策を積極的に行うこと。
3. カーブミラーの設置については、要綱を設置し、交通安全上必要な箇所には設置できるようにすること。設置にあたっての同意書は市が求めること。
4. 既設道路の信号機設置がスムーズに進められるように、関係機関に強く働きかけること。特に通学路における信号設置要望が早期に実現できるよう努力すること。大型車の通行の多い通学路に設置する信号機は分離信号とすること。
5. モノレール・LRTなど枚方市の東西交通の将来像を見通しつつ新交通システムの検討を行うこと。
6. コミュニティバスの増発と路線を拡充すること。
7. 引き続きバス不便地域を解消し、低床式バスの増車をはかること。
8. 京阪・私市線のワンマン運転の実施については、公共交通の安全確保のため中止を要求すること。

環境・公害対策について

1. 市内にあるゴルフ場の排水口の水質検査回数をさらに増やすこと。

2. ダイオキシン調査を抜本的に充実し、ダイオキシン条例制定への検討をすすめること。
3. ダイオキシンにかかる健康調査(母乳・毛髪・血液)をおこなうこと。

公園・緑地、自然環境の保全について

1. 「緑の基本計画」にもとづく実施計画を策定し、具体的に緑被率の地域別の目標を定めること。5か年計画で100万本植樹を行うとともに、既存の自然林、里山などを保全すること。
2. 5年をめぐりに実施されている自然環境調査を行い、希少動植物の保護をはかること。
3. 淀川河川敷のゴルフ場を広く市民が利用できる緑地に整備すること。また、市民が散策する地域でトイレのない箇所には移動トイレの設置を行うこと。
4. 都市計画公園の築造・整備をすすめ、既存の公園、ちびっこ広場の整備・増設を行うとともに、自然巡回路の整備をすすめること。
5. 時計のない公園に時計を設置するとともに、歴史上の人物や事象、地域の伝承や祭りなどに因むモニュメントを設置するなど文化性を高める事業に取り組むこと。
6. 公園の安全対策に引き続き取り組み、小規模公園の遊具についても定期的な安全点検を行うこと。

清掃・ごみ減量について

1. 自治体負担の大きい容器・包装リサイクル法の見直しを国に強く要望すること。
2. 第二清掃工場については、引き続き周辺住民の合意形成に努力し、必要な対策を行うこと。また、安全で適切な管理運営が行えるよう本市技術職員の養成に努めること。
3. 北河内広域リサイクル施設については、周辺住民の不安にこたえ、徹底して説明責任を果たすこと。同時に、早急な施設建設は見合わせること。
4. 徹底したごみ減量・リサイクルをすすめ、焼却ごみの減量をはかること。HPにごみ減量を推進するページを作成すること。ごみ減量推進委員の活動を奨励し、経験を交流する機会を設けること。
5. 事業系ごみの減量指導を本格的に実施すること。
6. 引き続き家電リサイクル法の見直しを国に要望し不法投棄が起きないように対処すること。
7. 不法投棄対策を強め、重点的なパトロール等により多発地域の解消に努めること。
8. ふれあいサポート収集は、介護が必要な高齢者のみの世帯にも対象を広げ、利用手続きの簡素化に努めること。
9. 自治会・学校等の地域清掃で集められたごみについては、種別を問わず回収を行

うこと。

10. 選定枝のリサイクルシステムを早期に確立すること。一般家庭から排出された選定枝は、市清掃工場で受け入れるべきものであり、排出方法の制限をあらためること。

6. 子どもに生きる力をつける豊かな教育の実現について

1. 小中学校教員定数に対する府単独措置の廃止計画については、撤回を大阪府に求めるとともに、教職員体制の充実を市独自にもはかること。
2. 教育予算の確保に努め、教育内容を充実させるための予算を増額すること。
3. 「内心の自由」を侵す「国歌・国旗」の強制は直ちにやめること。
4. 小中学校の統廃合、幼稚園の廃園・民営化は行なわないこと。
5. 校区弾力運用については、関係者の意見をふまえて見直すこと。
6. 統廃合により生じた大規模校の教育条件を悪化させないこと。
7. 学力診断テストの目的は、子どもの学力を高め、成長・発達に役立てることにあり、これを学校間・教師間の競争の材料にしないこと。
8. 法的根拠の面から、また子どもの成長・発達の上からも様々に議論のある「心のノート」の使用を改めること。
9. 教職員の長時間労働の実態調査をすること。
10. 教職員への「評価・育成システム」は、撤回すること。人事、処遇まで反映させないこと。
11. 小学校にもスクールカウンセラーの配置を行うこと。
12. 小・中学校の演劇・音楽鑑賞会等の予算補助を行うこと。
13. 学校図書室を整備し、子ども達が本とふれあえる豊かな環境をつくりだすこと。
14. 図書費の増額に引き続き努力すること。
15. 学校図書室に専任司書を配置すること。
16. 子ども読書推進基本計画は、子どもと読書に係わる市民と共につくりあげること。各学校図書室の整備や地域の図書館の整備など行政が行うべき条件整備を具体的に計画に示すこと。
17. 新入学児対策として、保育所・幼稚園と小学校の連携をより強めること。
18. 学校の安全管理体制確立のため下記の事を行なうこと。
 - ①宿日直代行員制度を廃止しないこと。
 - ②非常時に備えて、各教室、プール、体育館等と職員室を結ぶ通信設備を設置すること。

③学校安全管理員などの人的配置をすること。

19. 学校園の遊具や運動用具の点検は専門業者により定期的を実施すること。
20. 放送設備など、学校教育にも防犯・安全対策にもかかせない設備に支障のないよう更新をはかること。
21. 養護教諭の役割を重視し、状況に応じ複数配置を行なうこと。
22. 宿泊を伴う校外学習、修学旅行の際には看護師を同行させ、児童・生徒の安全・健康管理に努めること。
23. 学校・園でのシック・スクール対策を強めること。必要な教室には換気扇を設置するなどの対策を行うこと。
24. 経済的な理由で修学が困難な生徒に対して、教育の機会均等を図るため、市奨学金の制度を守り、大学生も対象とするなど拡充をすること。
25. 就学援助制度を拡充し、修学旅行以外の宿泊費の支給、卒業アルバム代の支給が行えるようにすること。当面、給食費は家庭に支給せず、引き去りにすること。
26. ふれ愛・フリー・スクエア事業は、地域に依存することなく教育委員会が責任をもち専門職の配置を行なうこと。
27. 放課後に子どもが安心して遊べる場所を確保するために、校庭開放を積極的に行うなど子どもの居場所づくりを進めること。

施設整備について

1. 小中学校の老朽化した施設の大規模改修・維持補修費の予算を大幅に増額すること。
2. 空調整備について
 - ①学校園施設整備検討プロジェクトチームでの検討内容を明らかにすること。(空調整備計画を明らかにすること。)
 - ②小中学校の全教室・職員室へのクーラーを計画的に早急に取り組むこと。
 - ③クーラーを設置するまで、小中学校の特別教室にも扇風機の設置を行なうこと。
 - ④クーラーの設置個所は、現場と相談しながら行なうこと。
3. 各校のプールに日よけのひさしを設置するなど紫外線対策を講じること。特に見学者用のひさしを早急に整備すること。
4. 学校施設整備基準に照らし、照度の不足する教室については早急に対処すること。
5. 虫の侵入の多い窓には、網戸を設置すること。

学校給食について

1. 学校給食は教育の一環であることから、民間委託ではなく直営とし、全校に単独調理場を設置するとともに、自校方式に転換すること。

2. 安全で豊かな給食の内容にするために、出来る限り地場産の食材を使った献立を実施すること。
3. 栄養教諭の配置を府に求めること。食物アレルギー対策を安全にきめ細かく実施できるよう体制を整備すること。

幼稚園教育について

1. 大阪府に対し、「府行財政計画」にある3歳児保育料軽減補助金の打ち切り方針を撤回し、継続するよう強く要望すること。
2. 3年保育の実施を行うこと。
3. 公立幼稚園における保育時間の延長をはかり、給食の実施ができるよう施設の整備と、正職員の確保を行なうこと。

養護教育、特別支援教育の充実について

1. 府立養護学校を誘致すること。
2. 養護学級の指導を充実させること。言語聴覚士(ST)や作業療法士(OT)等による指導を充実させること。
3. 介助員制度に対して国・府の助成を求めること。
4. 肢体不自由児学級に限定せず、障害や必要性に応じた介助員の配置を行うこと。
5. 特別支援教育について
 - ①特別支援教育の実施にあたっては、従来の養護教育を後退させることなく、LDやAD/HDなど特別な支援を必要とする子どもたちへの支援を充実させること。
 - ②特別支援教育の本格実施に向け、教職員の増員を国や府に要望すること。
 - ③より具体的な支援が可能となるよう、モデル事業を検証し、市教育委員会として具体的方針を明らかにすること。また、各校の取組を支援できる体制と支援策を構築すること。
 - ④各校に個別指導が可能となる学習支援室を設けること。
 - ⑤学校、教職員への研修を引き続き充実させること。LD教育士や心理検査のできる教職員を積極的に養成すること。外部での必要な研修を保障し、支援すること。
 - ⑥教育、医療、福祉機関等との連携をすすめること。

留守家庭児童会について

1. 指導員は、教員免許等の資格を持つ専門職として正規職員採用を行うこと。
2. 土曜日も開室すること。
3. 老朽化した児童会室を計画的に建て替えること。
4. 対象学年を6年生まで拡大すること。当面、障害児の6年生までの受

入を行うこと。養護学校に通う児童の入室を支援するため、送迎の確保など障害福祉室と連携し対応を行うこと。

5. 待機児をつくらず、希望者全員の入室を保障すること。
6. 施設整備基準を明確にすること。
7. 空き教室を利用する児童会を含め児童会室毎の格差を解消すること。
8. 利用時間の延長を行うこと。

7. スポーツ・文化の振興、市民活動の発展のために

スポーツについて

1. 地域住民の要求に合ったスポーツ施設を増設すること。地域体育館を新設すること。
2. 勤労者にも利用しやすい予約システムをグランド・テニスコートにも導入すること。
3. 運動広場(王仁公園・香里ヶ丘中央公園・中の池公園)の使用料に高齢者減免を行うこと。
4. スケートボードのできる施設をつくること。
5. 春日テニスコートを修繕すること。
6. 王仁公園・春日テニスコートに夜間照明設備を設置すること。
7. 王仁公園プールについて
 - ①利用料を引き下げること。
 - ②利用期間を9月中旬まで延長すること。
 - ③パラソル(日よけ)の増設を行うこと。
8. 誰もがスポーツを親しめるように、障害者・高齢者向けのスポーツができる体制・設備を整備すること。

図書館について

1. 中央図書館と利用圏域が重なる地域の図書館や分室の運営の見直しや、職員削減はしないこと。
2. 山田図書館の、午前閉館や、蔵書の削減はやめ、従来通りの運営を行うこと。
3. 御殿山図書館は、夜間閉館をやめ、規模縮小は行わないこと。
4. 招堤分室は閉室せず、今まで通りの運営を行うこと。
5. 図書購入費(書籍購入費・逐次刊行物)を大幅に増額すること。
6. 分館・分室の図書費について増額すること。
7. 予約システムを早期に導入すること。

公民館について

1. 社会教育施設配置計画に従って公民館を建設すること。建設されていない地域については当面、小・中学校の余裕教室を活用すること。中部地域に公民館を建設すること。
2. 公民館の不当な利用制限を改め、誰でも気軽に利用できるようにすること。
3. 各公民館に設置されているビデオプロジェクターを貸し出しできるようにすること。
4. 市民の学習権を保障する公民館の文化・学習事業予算を大幅に増額すること。
5. 社会教育主事有資格者を公民館に採用すること。
6. 公民館の予約システムを連続で抽選に外れた団体に対して救済の手段を講じること。

文化財の保存について

1. 旧山口家の復元で、文化遺産としての町家を市民に公開すること。
2. 旧京街道、東高野街道など歴史街道の整備をはかるとともに、歴史的風土、町並み保存をすすめること。
3. 埋蔵文化財等を保存、展示する歴史資料館を建設すること。
4. 市内の文化財の紹介を行い、出土品や民族文化財の、総合学習などへの利用を積極的にすすめること。
5. 田中家鋳物民族資料館を体験学習もできる施設にリニューアルすること。
6. 百済寺史跡を重要文化財にふさわしいものとして整備すること。

8. ITを全住民の願いと利益実現に活用するために

1. 国のIT政策に無批判に追随せず、市民生活や民主主義の発展のために役立てること。
2. 市民の間に情報格差(デジタルバイド)が生じないようにするとともに、アクセスできない人やしたくない人の権利保障を行うこと。
3. 障害者のためのIT施策の総合的整備をすすめ、周辺機器・ソフトなどの購入補助、技術取得の支援などを積極的に行うこと。
4. 初心者向けのIT講習会を地域の集会所で開催すること。特にこれまで実施している場所以外の公民館のない地域などで実施すること。
5. 市が責任を持ってコンピューターシステムを管理する職員としてSE(システムエンジニア)を採用すること。

9. 平和で民主的な市政を確立するために

1. 関西空港および大阪港の軍事利用に反対すること。
2. 市庁舎および市の施設に日の丸の掲揚はやめること。
3. 市の行事に「国旗掲揚、国歌斉唱」はしないこと。
4. 憲法違反の自衛隊への協力は一切行わないこと。
5. 市の広報への自衛隊募集記事掲載はやめること。
6. 掲示板などに自衛官募集広報ポスターを貼らないこと。
7. 自衛官募集広報資料を庁内に設置しないこと。
8. 市長と地連本部長連名による募集相談員の委嘱をとりやめること。
9. 住民基本台帳の閲覧はさせないこと。
10. 市の行事に自衛隊の参加を求めないこと。

以上